



公益財団法人おりづる会の御案内

公益財団法人おりづる会は、不幸にして交通事故によって父もしくは母または両親を亡くされた県内在住の子どもたちに対して、経済的援護などを行う団体として昭和45年に設立され、下記の事業を行っております。

対象者	滋賀県在住の交通遺児（0歳から18歳に達した学年の3月まで）			
事業内容	経済援護（いずれも返還義務なし）	新入学 給付金	・小・中学校に新入学される児童生徒 2万円 ・高等学校に新入学される生徒 3万円	申請時期 4月 支給時期 5月
		就職仕度金	中学校を卒業し就職する人 3万円	
		学年進級 支援金	小学校2～6年、中学校2・3年、高等学校2・3年（新入学給付金の支給対象とならないもの） 一人当たり1万円	
		高等学校 卒業祝金	高等学校を卒業される生徒 5万円	申請時期 1月 支給時期 3月
		奨学金	小・中・高等学校に在籍する児童生徒（ならびにこれと同等と認められるもの） 小学生一人当たり 60,000円 中学生 " 84,000円 高校生 " 120,000円 （課税総所得金額200万円以下の世帯が対象）	申請時期 6月 支給時期 9、3月
	厚生援護	夏のレクリエーション	夏休み体験活動などのレクリエーションを開催	
		クリスマスのつどい	県内ホテルで会員と関係者などが一堂に会するクリスマスのつどいを開催	
	広報	機関紙「おりづる」を年2回発行		

【よくある御質問】

○おりづる会に登録するには？

まずは、事務局まで御連絡ください。入会金・年会費など無料です。

○交通遺児の「交通」って自動車だけ？

いいえ。船や電車、飛行機なども含まれます。また、加害者・被害者ということも問いません。

詳しくは、（公財）おりづる会までお問い合わせ下さい。



<連絡先> 公益財団法人 おりづる会 事務局

大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁 道路保全課内

TEL 077-528-3682

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/12401.html>